

平成 24 年度受託法人選定の方針等について

1 平成 24 年度の受託法人の選定方針

平成 24 年度地域包括支援センター設置運営事業委託について、現在設置しているセンターについては、今年度の受託法人に対して継続して事業を委託する方針である旨、前回の地域包括支援センター運営委員会にてお示したところである。

事業評価の結果、「業務の一部に工夫・改善が必要である」と判断された 1 か所のセンターに関しては、1月13日付で「改善状況報告書」の提出を受け、その内容について市とセンターとで協議を行い、業務改善に向けて取り組んでいくことが確認できたことから、次年度も今年度の委託先法人に引き続き委託する方針とする。

2 契約期間の複数年化について

地域包括支援センター設置運営事業委託契約について、新設予定のセンター以外については、次期高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の計画期間（24～26 年度）に合わせ、契約期間の複数年化を実施する方針である。

花京院地域包括支援センターを受託している全国労働者共済生活協同組合連合会宮城県本部（以下、「全労済宮城県本部」という）においては、消費生活協同組合法の改正に伴い（平成 20 年 4 月 1 日施行）、他の事業との兼業を行うことが禁止されることとなった（平成 25 年 3 月末までの経過措置あり。）旨については、前回の地域包括支援センター運営委員会にてお示したところである。

その後、全労済宮城県本部で介護保険事業の検討がなされ、地域包括支援センター設置運営事業については、同法人で平成 25 年 3 月 31 日まで実施したい旨の意向が改めて確認できたことから、平成 24 年度については同法人と単年度契約を締結する方針とする。